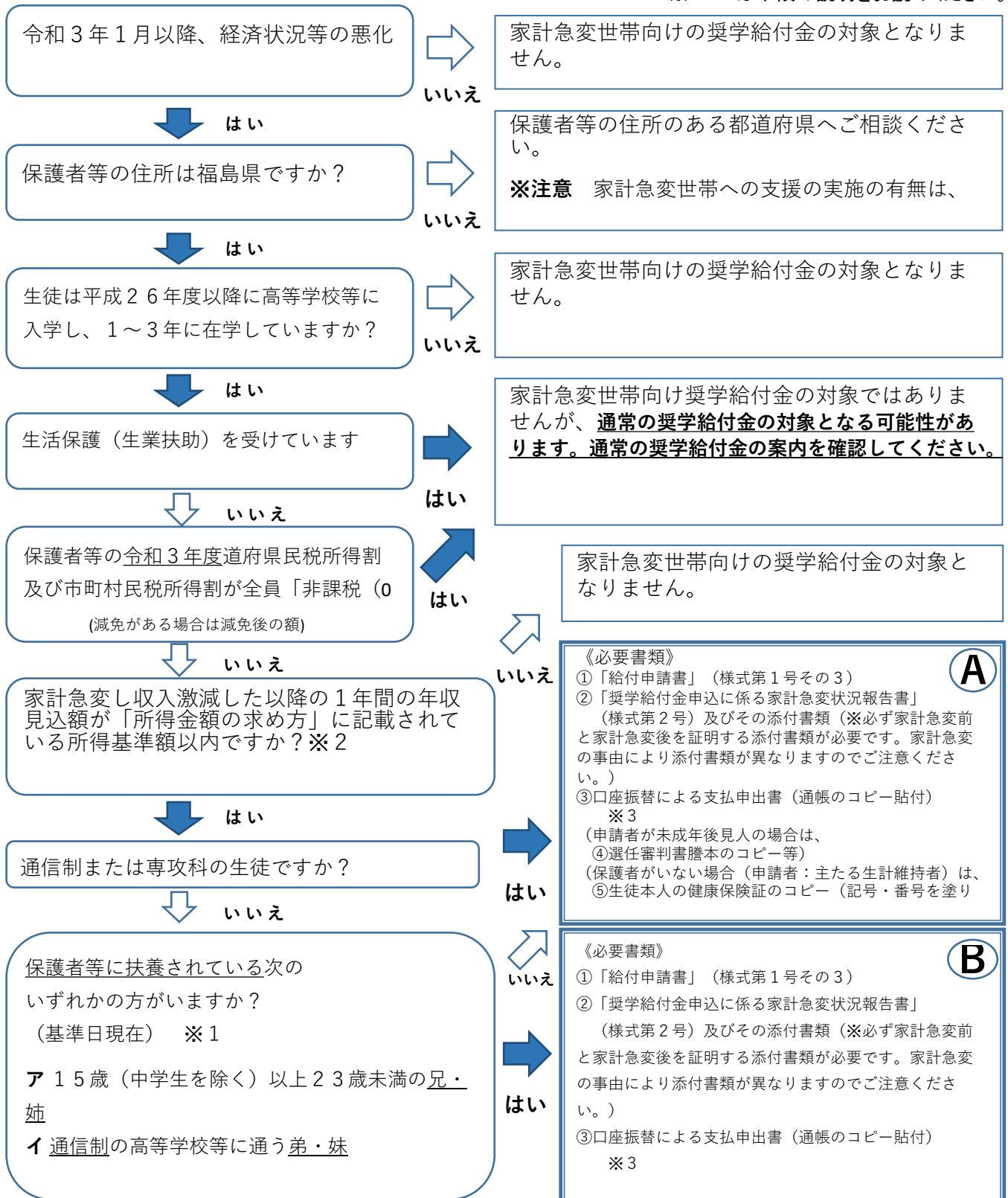


# < 家計急変 による「奨学給付金」必要書類等 確認チャート >

※1～3は下段の説明をお読みください。



※1 基準日について  
 ①家計急変事由発生日が6月末以前の場合・・・7月1日  
 ②家計急変事由発生日が7月以降の場合・・・申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日

※2 家計急変発生日の属する月の翌月以降の1年間（ただし家計急変発生日が月の初日である場合は家計急変発生日の属する月以降の1年間）

※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。

- 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。
- 授業料以外の教育費（教材費、学用品費、修学旅行費等）を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。